

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十七号

(四九七)

昭和四十八年六月五日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐四郎君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 内田 常雄君

理事 越智 伊平君

理事 木部 佳昭君

理事 近藤 鉄雄君

理事 塩崎 潤君

理事 田中 榮一君

理事 八田 貞義君

理事 松永 光君

理事 岡田 哲見君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 藤田 高敏君

理事 野間 友一君

理事 松尾 信人君

理事 宮田 早苗君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

經濟企画政務次

官房参事官

經濟企画庁調整

局長

經濟企画庁國民

生活局長

經濟企画庁総合

計画局長

官房

橋口 隆君

北川 博正君

新田 庚一君

小島 英敏君

宮崎 仁君

通商産業政務次 塩川正十郎君

通商産業省通商 小松勇五郎君

局長 増田 実君

通商産業省貿易 山下 英明君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省繊維 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

局長 齋藤 英雄君

通商産業省通商 齋藤 英雄君

願(山田太郎君紹介)(第五九〇八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

総合研究開発機構法案(内閣提出第五七号)

通商産業の基本施策に関する件

経済総合計画に関する件

浦野委員長 これより会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件及び経済総合計

画に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。加藤清二君。

○加藤(清二)委員 大臣を要求しておきました

が、どういふ御都合か知りませんけれども、い

らっしゃらないようです。私がこれから質問い

たそうとしていることは事務レベルで可能な点も

ございしますが、政治的に高度の判断と対策を要

することが多いと見えます。したがって、御答弁

のできない向きは、おそれいりますけれども、大

臣とよく相談していただくか、ないしは大臣が御

出席のうちに一度質問をお許し願いたいと思

ひます。委員長よろしくごさいますか。

○浦野委員長 先ほど理事会の申し合わせにより

まして、大臣の御出席が十二時から十三時までと

いうことで、それとまた各党に時間割り当て

ておりますので、御質問で答えられない面が事務

当局でありましたら、これについてはよく相談し

て加藤委員のほうへ御報告を申し上げるようにい

たします。

○加藤(清二)委員 わかりました。

それから企業局来ておられますか。——呼んで

あるのに来てない。最初が企業局への質問ですか

ら、来るまで待とう。大臣も来ていなければ局長

も来ない。だれが答弁するのか。

最初に質問します。政府は、三品取引、特に羊

毛の件についてインデント取引をオフター取引に

しようとしているが、いずれがいいと思ってい

らっしゃいますか。

○齋藤(英)政府委員 お答え申し上げます。

羊毛の買い付けにつきましては、私どもは、イン

デント買い付けのほうが適当である、そのほうが

日本の国のためになるというふうに考えており

ます。

○加藤(清二)委員 これは担当は企業局のほうで

あります。企業局の意見を聞きたい。

○山下(英)政府委員 インデントのほうが必要に

合っておりますので、取引所の取引としてはその

ほうがいいということ、繊維局長の意見と同じ

でございますが、おそらく昨今の実際の状況を御

指摘になるのだと思ひますけれども、それが羊毛

の市場値段が高騰する過程で、商社側がオフター

取引を相当にやったという実情のあることも承知

しております。

○加藤(清二)委員 私がなぜこのようにことを質

問しなければならぬかと申し上げますと、この

ルート違反、ルール違反ということは御存じのと

おり、商法第一条にも示されておりますとおり、

法並びに商慣行、いわゆるルールを非常に尊

重しているわけなんです。これは民法よりも商慣

行のほうを優先させているということ、これは商法第

一条で明らかなこととございします。それを通産省は

よく御存じのほうでございします。法律違反、ル

ール違反、ルール違反とおぼしき案件が提出して

いるにもかかわらず、それに対して適当な処置

をとっておられません。あるいはおられても私が

知らないのかもしれない。あるいはとっておら

れてもそれを商社が聞かないのかもしれない。も

しそうでするならば、ただいまちやうど商法

第一類第九号

商工委員会議録第二十七号

昭和四十八年六月五日

第一類第九号

商工委員会議録第二十七号

昭和四十八年六月五日

第一類第九号

商工委員会議録第二十七号

昭和四十八年六月五日

改正案が法務省から提案されており、したがって、その場において、経理のあり方よりはむしろ法第一条違反を犯していると思われる案件について交通整理をしなければならぬと思うのでございます。同時に、そのルール違反、ルート違反が国民生活に及ぼす影響は重大でございます。何となれば、三品市場における、大体一キロ千円前後の羊毛、それから加工されたところの毛糸、これが三千円から四千円近くはね上がりまして、豪州の原毛の場合は、日本円に直して一時八百円前後になりました。それが何と、向こうの値にいたしますと、二百セント前後のものがだんだんはね上がって六百セントのようになりました。その原因は、一にかかって日本商社の横暴だといわれている。その詳細については順次御質問申し上げますが、その結果、日本の消費物資、これが先月の経企庁のトータルを見ましてもさうでございます。まず羊毛、繊維を筆頭に、毎月毎月卸売り物価も、小売り物価も、前年度比一〇%以上上げ続けている。まことに異常な状態であると同時に、その異常さは国民生活への圧迫は、やがて田中内閣の下落になっていくわけです。上がるものは物価だけで、下がるものは田中内閣の人氣だけだ、こういわれている。したがって、国民生活に及ぼす影響の重大さにかんがみて、いままでのような手を打ってこられたか、それをまず第一番に聞きます。

○齋藤(英)政府委員 お答え申し上げます。原毛の買い付けにつきまして、従来はおおむね八割から九割程度インデント買いでございました。ものが、本年の一月―三月には、商社筋、メーカー筋からいろいろ聞くところによりまして、場合によりましては五〇%ないしそれ下がつた場合もあり得るというふうに聞いております。それで、私どものほうといたしましては、そういう事態は望ましくない事態であるというふうに考えましたので、一月の十日にメーカー並びに商社に對しまして、原毛の平均買い付けとそれから

インデント買いのことにつきまして、私ども注意を申し上げた次第でございます。しかしながら、一月十日にいたしたのでありますけれども、その後の模様は、二月ぐらまではやはりその傾向はかなり見られたというふうに見られました。私も、やはり再度、その次は口頭でございましたけれども、やはり注意を与えた次第でございます。○加藤(清二)委員 注意を与えても効果がないから私があえてこういうことを質問しなければならぬわけです。商法の第一条を担当で読んでいただきたい。

○齋藤(英)政府委員 商法の第一条には商事適用法規のことが書いてございまして「商事ニ関シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ商慣習法ナキトキハ民法ヲ適用ス」でございまして、

○加藤(清二)委員 そのとおりです。商慣習は、商法の示すところによれば民法よりも優先しているということでございます。その商慣習が、日本国内ならばまだしも、アメリカ市場において、豪州市場において、英國市場において、日本の商社によって破られていく。これがアメリカからも、豪州からも、あるいはEC諸国からも、ペナルティーを要求されている原因であることは、先刻あなたたちのほうがよく御存じのはずなんです。ですから、繊維の取引においては、アメリカはこれを規制し、EC諸国はまたそれにならってガット三十五条第二項の援用で罰則を適用されている。平等の扱いではない。にもかかわりませず、いままた豪州市場においてルール違反、ルート違反が行なわれている。すでに、商法第一条において規定されていることが日本商社によって踏みにじられているという現状にかんがみて、監督当局としてはどうなさろうとしていらっしゃるか、大臣の答弁が聞きたい。

○堀川政府委員 中曽根大臣が十二時からお越しになると思いますが、その際に、先生からそういう御意向をもう一度お聞きいただければと思うのでございますが、私は政務次官といたしまして、通商産業省のいわゆる貿易政策の一環として、

て、そういう輸入なりあるいは繊維製品の輸出、こういうものにつきまして、業界に秩序ある取引をというのを盛んに要請しております。にもかかわらず、最近の特定物資に関する買い付けの状況を見てまいりますと、何と申しまして、一つは十分な商品知識のなきがさういうことに追いつておるような感じも非常に強く持つておるのではありません。従来でございまして、そういう重要な原料買い付けは相当な知識経験を持つて、何十年とそれに関係しておる人がその衝に当たっておったのでございまして、いま日本のそういう商社を見てまいりますと、あまりにも商社が業務拡大をし過ぎたために、そういう人材を持つておらない。でございまして、経験の浅い人がさういう買い付けに走っていつておる。そこで、先生から先ほど御指摘ございましたインデント買い付けをしていくべきが本筋であるにかかわらず、何でもいから量だけ確保したいというので、オフター取引でもかまわぬ、とにかくまあ買い付けしてしまえということになってまいりまして、これが国民生活に及ぼす不利というものは、私たちも十分に承知できるのであります。

そこで、こういうことに対しては、政府は、きびしくさういふ関係商社に姿勢を正させるとともに、今後具体的に何か対策を考えていかなければならぬ段階に来ておる、こう思います。しかし、絶対量の確保ということも一方におきましては重大な使命でもございまして、その点につきましては業界ともう一度よく懇談をし、指導していきたい、こういう姿勢で臨んでおる次第でございまして、

○加藤(清二)委員 きょうきょう、また三品市場の羊毛が値上げを続けておりますね。これが諸外国に及ぼす影響は重大でございまして。御存じでございまして、先般豪州のこの道のエキスパートが豪州を代表して日本へやつてまいりました。サー・ウィリアム・ガン氏で、私の前からの友人です。この人が私に尋ねて、こう言うのです。日本は羊毛買い付けを盛んに行なっている、前年度

比三割も四割も多い、これは世界の羊毛工業を征服するに足る量である、一体日本は世界の羊毛工業を征服するつもりではないかと言うのです。たくさん買つてあげたんですから喜んでいただけるかと思つたら大間違いなんです。そういう危険の念を抱かせるほど、日本商社が豪州において買いまくっているということなんです。それだけでは、トップを二万トンも買い付けている。トップ二万トンという量は少ないように聞こえますけれども、オールトップの生産量、この貿易数量からいってこれはたいへんな数で、かつて日本ではないことなんです。また、糸を六千トンも買っている。日本は羊毛の糸を買つた経験はないのです。トップの経験はあつても羊毛の糸を買つた経験はない。日本の歴史にないことをルート違反、ルール違反をやつて買い付けている。いま次官がお答えになりましたが、日本の必要量はこんなにたくさん要するのですか。こんなに高く買い付けたものを輸出できますか。これはどうするのです。内地需要量をはるかに上回っているのです。この上なお日本はイギリスとの貿易において、日英通商協定によって洋服生地をこれまで買わなければならぬことになっている。一体どこへどう始末するのですか。

○齋藤(英)政府委員 昨年のトップの輸入はおおむね一万四千トン余でございました。これはかなり大量の買い付けであつたと思ひます。それからなお原毛は、倭数にしましてはおおむね二百六十万俵ぐらい輸入をいたしておりました。これも前年度に比べますと二割以上三割近いのじやないかと思ひますが、さういふふうに相当大量の輸入が行なわれました。したがって、さういふ大量の輸入をいたしましたしたが、一方消費のほうもおおむね七、八割ぐらい伸びております。しかしながら、この輸入高は相当大量のものでございまして、したがって、これが羊毛の相場なりあるいは値段なりというものに当然影響が出てまいつておりますが、いっとき三千円余にいたしました毛糸が現在二千四百八十円ぐらいでございまして、いっとき

二千二百円くらいでありましたのが、いま二千四百八十円くらいになってきております。ただ、来年度の羊毛、原毛の市況はどうなりますかわかりませんが、一般の地合いといましては、やはりかなり堅調ではないかというふうな見通しもございます。したがって、来年度、本年度と合わせて、その辺につきましては、やはり輸入商社あるいはインデントいたします紡績の人に対しては、平均的な買付けをするように私どもとしては要請をいたしておりますし、また、そういう警告もいたしておるわけでございます。そういうことで、今後その方面の需給のアンバランスがないように私も注意いたしたいと存じております。

○加藤(清二)委員 大臣がいらっしゃいませんが、よく聞いていただきたい。羊毛、トップ、毛糸、これは過去にないほど、しかも、日本の経済の伸びに比例してせいぜい一〇〇程度伸びたというなら話がわかるのです。しかし、三〇〇も四〇〇も、特に毛糸のごときは過去にない、その習慣を破り、歴史を破って余分に買付けしている。それだけたくさんあれば値が安くならなければならぬにもかかわらず、価格がこれまで三倍、四倍には上がった。これでは政策があるとは言えない。だからこそ需給関係ではなくて、先ほど申し上げましたサー・ウィリアム・ガン氏は、日本が羊毛を独占するその目的は、日本の合繊の値上げをするつもりではないかと言っておる。日本の合繊の輸出価格を値上げするために、羊毛を独占しようとしているのではないかと言われておる。これに対してどう答えられますか。経企庁どうです。あなたが答弁者になつたらどう答えられます。蒙州に向かつて答えてください。

○横口(隆)政府委員 ただいまの御質問でございますが、合繊の値段をつり上げるために羊毛の大量買付けをする、そういうような趣旨はないのではありませんかとわれわれ考えております。

○加藤(清二)委員 子供の使いみたいだ。そんなことで向こうは承知しませんよ。ことばの先だけ

では承知しない。具体的事実を突きつけてきておるのですから。しからば、何がゆえにそんなに買っているのか。常識で言え、需要と供給の関係で安くなければならぬのに、なぜそんなに高く買いつけているのか。商社は、インデントであれば、普通加工して売る値を知っているのです。メーカーが買つてから、ところが、そのメーカーが買つた値より常に五セントから七、八セント、多きに至っては十セントも高値で商社が買いつけている。何の目的であるかと問われたときに、どう答えるのです。これは予算委員会ではないから、遠慮なく答えてください。

○新田政府委員 具体的な詳細なことは通産省でなければわかりませんけれども、私も考えますのに、今後の羊毛の先高を見越しまして商社の買い急ぎということが、やはり蒙州の羊毛の値上げに相当の影響を与えているというふうに思うわけでございます。同じ繊維でございますので、そういう結果が国内の合繊の市況に与える影響というところは当然考えられますけれども、商社としまして、あるいは国内の業界としまして、それを引き上げるために原毛の買付け値段を高くしているというふうには考えておらないわけでございます。

○加藤(清二)委員 大臣はいらっしゃらぬけれども、いまに蒙州の予定されている局長さんばかりおそろいですから、それに傷つくといかぬから気をつけてものを言ってください。一体羊毛の先高を見越してというのですが、だれがそんなことをきめたのです。羊毛の先高はだれがきめたのです。羊毛の値上げは日本の商社がやっているのです。何か他人の影響で日本の商社が動いたようなそういう認識では、これはあなた、それで企画庁はそんな考え方でいいのですか。しばらく考えてみて、あとで答弁し直してください。

次に、ルール違反、ルトト違反があった場合、つまり商法第一条違反の場合どうするかという答えがまだ出ておりません。

○塩川政府委員 商慣例を尊重せずしてそういう

ルール違反をやつておるといふことでございます。ならば非常に遺憾なことでございます。つきましては、それが先生の調査なりその蒙州の方の発言等からいろいろ判断されまして、万一そういうことになっておるといふことでございしたら、私もよく実情を聴取いたしまして、今後そういうことのないようにきびしく指導してまいります。

○加藤(清二)委員 ルール違反、ルトト違反があれば、それに対して今後きびしく対策をとる、こゝろ受け取つていいのですか。

○塩川政府委員 十分な指導をしてまいりたいと思ひます。

○加藤(清二)委員 商法には罰則がありますね。指導してなお聞かない場合はやむを得ませんね。それでなければ、さつき申し上げましたように、いまちやうど商法の改正案が提案されている最中ですから、わが党としては、これにびつたり合うように修正案を出す用意がございます。それでなければ商法を通しません。

そこで、これは覚悟して答弁してもらわねといけませんぞ。すでにインデント取引がくずされ、オフター取引、いわゆる大阪の現場流にいえばオフター取引、これが行なわれつつある。これは終戦後、昭和二十六、七年前後に三菱商事がやつて失敗したことなんです。あのときの社長は腹を切つたのです。腹切りものです。これは、にもかかわらず、今日インデント取引がオフターに切りかえられて、紡績にそれを強要している。そういう事実がある。何商社とは言いませんが強要している事実がある。この事実に対してどうなさいます。わからなければここで資料を出してください。

○山下(英)政府委員 去年の暮れからオフター取引が相当広範になってきているという事実を私もつかみまして、商社及びメーカーの両側から事情を聴取したことがございます。そして先ほど繊維局長も答えられましたように、従来ならば一〇〇内外でありましたオフターものが相当にあふえておりましたが、その際、商社が自分のリスク

でそういう高値のものを買つて、いま過去の事例が御紹介されましたように、ほんとうに責任をもつて、自信があるのか、単独買付けしてもいいのかという点につきまして事情を聴取したことがございますが、かたがた去年の暮れ以来、相場が蒙州羊毛につきましても、日本の三品市場につきましても一本調子に上がつてまいりましたので、その過程で、商社が単独買付けしたものを結局紡績側が玉不足のためにあとから買わざるを得なくなったという事例もあつたようでございます。また反面、紡績側からせつかくのさし値をしまして、商社としてはそのさし値では買えない、そのかわりに自分がオフター取引で買ったという玉があるからそれでどうだろうかというふうな話し合いの結果、商社のオフター取引が紡績に、いまのおこぼれを使えば、押しつけられたという結果になっておるものもあるようでございます。相場の高騰する過程において起きた商取引上の実情だと思ひます。しかし、私どもとしては、インデント取引が横行する主要であるべきであると思ひましたし、また、羊毛買付けに關しては可能な限り平均買付けをしてほしいという政策的な観点から一月十日に通達を出したほか、三月三十日にも、また四月二十四日も、毛糸の中央需給協議会の場におきまして、そういう行政指導をしてまいつたわけでございます。

○加藤(清二)委員 行政指導をなさつてもなおそれが行なわれている事実にかんがみて、いわゆるオフター取引をインデント取引に戻す、そういう指導をする用意がございますか。

○山下(英)政府委員 先ほどの御指摘の商法第一条からじかに罰則が適用されるかどうかは私どもに検討させていただきたいと思ひますが、現在やつております行政指導の強化によつて、また商品取引所法の権限の範囲内において、再び昔の正常な状態に戻してみたい、また戻し得るだろうと考えております。たとえて申し上げれば、一時蒙州羊毛をつり上げました日本商社の蒙州における買付けというの、実際には三月までが山でこ

ざいまして、四月以降は日本商社による買い付けというのとは異常な状態を脱しております。また最近少し、この五月末以来値上がり傾向にありますけれども、私も入れてある情報では、日本商社の現地に於けるふるまいは直接の原因になつていないのではないかと思っております。したがって、全般が正常化してくる過程にあるので、インデント取引も徐々にもとに戻し得るのではないかと考えております。

○加藤(清二)委員 行政指導やあるいは取引所の権限強化によつてもとの姿に返す、すなわちオッパ取引の邪道に入つたのをインデント取引のものに返す、こういうことですか。それでよろしいですか。——では、そういう合図がありまして、たのでそり受け取ります。これはひとつ大臣とよく相談しておいていただきたいのです。ということとは、あなたがたが約束なさつても、約束がすぐ変わつてしまふのですよ。約束が変わると、あと約束がほごになるおそれが十二分にあるからです。

なぜ私がこんなことを言わなければならないのか。それはこのルール、ルールが変わりますと、今度は取引所のルール、ルールを変えなければならぬという結果になるからです。ますますギャンブル、スベキレーションが行なわれる、かようになるからです。なぜかならば、これはもう釈迦に説法でございますけれども、毛糸に限らず綿糸に限らずすけれども、三品でバイカイをする、受け渡しをする。このときにはきちつと銘柄の格づけがあるのです。銘柄品、格付品をつくるには材料が必要なんです。ですから、格づけになつてはいる糸のメーカーは、その糸をつくるための材料を買いわけなんです。

ところが商社は、そんなことはかまつてはいないのです。かまつてはいないから青田買いをやります。羊毛は青田買いでは何になるかわからないのです。羊毛だけで八百種類もあるのです。青田買いをしてきた羊毛でもって格付品をつくれ、そんなことができますか。具体的に言えば、モチ米で

もちをつくことならできても、ウルチ米でもちができませんか。もつと極端に言えば、麦を材料にビールならできますけれども、麦を材料にお酒ができませんか。どんな技術をもつてたつてそれはできないわきさんなんです。商社がかつては青田買いで買いつけてきたところの原料で格づけされた、規定づけられた糸をつくることは何人をもつてしても不可能なんです。全部が格付以下の品物におちいるおそれがある。それは市場混乱のもとであると同時に、今度は輸出の場合に、毛の場合は糸から指定してかかるのです。柄から指定してかかるのです。イギリスのウールを買おうとすれば、一年半か最低一年前に注文をしなければならぬわきさんなんです。同様に日本がアメリカへ輸出する場合も原料から吟味してかからなければならぬ。たとえ日毛のAG、東洋紡の千五百番、その中の六十番の双糸、こう指定しているにもかかわらず、それがとが狂つてきたらどういふことにならうか。輸出先においてこれは仕様書と違ふからというので、それこそもうペナルティーものになるでしょう。国内のお客にもうそを言つて値を上げて質の悪いものを売る。外国との契約においては契約違反を疑われる原因になる。これは事重大である。さつき塩川政務次官がいみじくもおっしゃつたように、その規格品をつくるための材料は三年や五年の修業ではできないわきさんなんです。商社マンではできないわきさんなんです。専門家を必要とする。だからここで申し上げる。

先ほど企業局長が取引所の権限を強化するとおっしゃいましたが、取引所の規格品がくずれてくるのです。そういう原因がここに包含されております。これはどういふ原因がございまして、日本の技術でもってカバーできますか。

○山下(英)政府委員 いま御指摘の点は二、三私どもも重大な関心を払つておる事項が含まれておりまして、一つは、昨今の商社の羊毛買い付けが従来の慣行からはずればはずれるほど、規格外のあるいは品質その他に關して、専門家から見ると思はしくない買い付けになっておるのではないかとございまして、これは私も私どもも心配しております。これは私も私どもも心配しております。

ないかという点がございまして、これは私も私どもも心配しております。これは私も私どもも心配しております。これは私も私どもも心配しております。これは私も私どもも心配しております。

さらに、それが取引所の格づけ、規格等の関係をおぼろげではないか。これは加藤先生のほうが御専門でありますので、私から申し上げる必要もないのですが、取引所の目的である十分の情報のもとに流通を円滑にしていける、そのためには売買に關して相当量の広範な範囲で入つてきてもらわなければならぬというところ、それからあらまざり広範になりまして品質、規格の悪いものも入つてきては困るという面と、二つの調和点におきまして取引所ごとで格づけをしておるわけがございまして、その決定は格付委員会できめておられます。この格付委員会が、現状におきましては糸商の意見が比較的反映する形になっておりますけれども、ほんとうを言えば、毛糸のメーカーあるいはさらに毛糸を使う織物業者、そういう御意見も十分反映した上で適当な格づけをきめていくべき性質のものだと思つておるわけではございせんども、現状で満足しておるわけではございせんども、その格づけの範囲をどうしたらいいかというところは引き続き検討してまいりたいと思つております。御質問の点に直接お答えすれば、確かに去年の暮れから現在まで羊毛買い付けが異常でありまして、格付委員会の運営におきましては検討を加えなければならぬと考えておる次第でございます。

○加藤(清二)委員 格付委員会の話は、いずれあとで質問しようと思つておりましたところ、局長がそちらの話題に移されたので申し上げませんが、あなたたちは、ほんとうに規格品をつくつてあるメーカーの意見を格づけに關して聴取されたことがありますか。それが第一。

第二に、なぜそういうことを聞かなければならないのか。この格付委員会は、商社や仲買人、すなわち悪事を働いておると目される、あるいは値上げの犯人である、ルール違反、ルール違反の犯人とおぼしきそういう連中だけでございまして、それが格付委員会になっておる。そんなものの言うことを聞いておつて、どうして価格操作ができますか。どういふところがどういふ番人をしていふようなものですか。なぜメーカーの意見を聞かないのです。なぜ格付委員会の中へメーカーを入れられないのですか。商社尊重なんです。メーカーを軽べつしたやり方なんです。また、商社や仲買人の上に銀行が控えている。金融横暴なんです。それが格付委員会を構成しているものだから、三品市場でかつてな操作ができて、どんどん値上がりをしてしまふわけなんです。それに便乗したスベキレーション、ギャンブルメーカーたちがこころあはれ込んで、つなぎの場であるところの三品市場は、やがてギャンブル市場に変わつてしまつておるわけなんです。

もう一度要点をお尋ねする。メーカーの意見が格付委員会に反映するよう、あなたたちは過去にそのための意見聴取をされたことがあるのかないのか。あつたとするならば、格付委員会にメーカーを入られたことがあつたのかないのか。わかりやすく言えば、ちやうど相撲の番付と一緒なんです。相撲の番付は、番付委員会がありまして、けれども、相撲のことをよくわかつた人がするわけなんです。前の実績でするわけなんです。お客さんがそんなことをしていいですか。お客さんが相撲の番付をつくるのですか。ちやうどちゃんをつけたら、応援団が野球の三冠王をきめるのですか。常識はずれなものではないですか。お答えを願う。

○山下(英)政府委員 メーカーの意見を聞いて格づけをきめるべきだと思つておる。現在は、残念ながら、御指摘のとおり糸商を中心に構成されておりまして、メーカーが入つておりません。かつて御承知のことを繰り返すことになりまして、昭和二十年代にはメーカーも入つておつた時代がござい

ましたけれども、それからメーカーが出ていかれたとき大きな理由は、メーカー別の格づけであるから、どこそこの何銘柄ということになる、メーカー同士で言い合ってもまずいからということとで退席をされて、それ以来だんだん片寄って糸商になつておるわけでございます。現在、全くそういうメーカーの意見を聞いたことがないかという、これは制度的ではございませんが、間接的にメーカーの方は、三品取引に関する格づけ等について、ときには繊維局に、ときには企業局にも意見を言つておられますし、そういう間接話法をもつて御意見は聞いておるつもりでございますけれども、直接的にメーカーが格付委員会に参加していない現状でございます。したがって、私どもとしては、糸商、かつメーカーも紡績、織物、両方入りました糸定期市場対策協議会におきまして、今後格付委員会をどうしたらいいかというのを検討中でございます。私の意見は、メーカーの御意見もつと直接反映するようにすべきだと考えております。

○加藤(清二)委員 格付委員会のあり方は不十分である、だからこれは目下検討中である、政府の意思としては、メーカーの意見がこれによく反映されるように改善したい、こう受け取つていいですか。次官さんからお答えいただきたい。そう受け取つていいですか。

○塩川政府委員 大筋といたしまして、先生のおっしゃるとおりでございます。ただ、この問題につきまして、現在糸糸の定期市場対策協議会というのがあるとして、この対策協議会で現在そういう方向で検討しております。ついでに、その検討の結果を待つて、すぐにそういうふうにはいたしたいと思つておる次第でございます。

○加藤(清二)委員 実は実物をこゝへたくさん持つてきて、皆さんに認識を深めていただき、適切な対策を立てていただきたい、こう思つてまいりましたが、委員長が五十分までにやめろ、こういうことでございまして、残余の質問はあとにいたしましたので、残り五分ありますから、一つだ

け、羊毛あつせん所をつくることについてどうお考えか、承りたいのですが、その前に承りたい。綿糸あつせんを繊維局から要求されたことがありました。これは一向に実現しなかつた。ところが、そういうやさき、私はあつせん羊毛のあつせん所をつくるべきであるというのを申し上げる。その理由、局長にお尋ねする。市場に上場されている量の、全体の量から見て、市場に上場されている量のパーセントは、羊毛、綿、絹、こう持つてきて、何%になつていますか。

○山下(英)政府委員 正確な資料に照らしませんが、あとで多少修正していただくかもしれませんが、羊毛の場合には、全生産量を分母にいたしまして、非常に小さくて三、四%、綿の場合には約六割という実情でございます。(加藤(清二)委員 絹は二と呼ぶ絹につきまして、さらに調べて御連絡いたします。)

○加藤(清二)委員 お答えをしましよ。絹の場合には、これは八〇%のようでございます。綿と同じように六〇%程度でございますが、これは二十一中だけの場合と、今度は二十七中を供用品としてではなくて上場品にいたしましたので八〇%のようでございます。にもかかわりませず、政府の買い上げ機関がございまして、したがって、中国からの輸入がありまして、内地のコンスタントな相場をくずさなくても済むようにルールができ、構造ができおる。ところが、これは農林省の關係、商売専門、その指導育成強化をしなければならぬ。通産省傘下の綿はどうか、これは六〇%、まああなたがおっしゃるとおりであります。しかも、これは御案内のとおり、二十番から三十番から四十番まで、この銘柄が多いにもかかわりませず、羊毛市場においては一体どうなつてゐるのか、四八の双だけなんです。あなたのおっしゃるとおりなんです。わずかな数量しかない。しかも全体を包括するような絹の買い上げ機関というようない安全弁はない。ここにギャンプルが行なわれ、短時間急に値上げが行なわれる原因があるわけなんです。その対策をせずして三品市場を強化したつ

てどうにもならない。三品市場の強化ということ、先ほどあなたはおっしゃつた。取引所の権限を強化することもおっしゃつた。しかくさうとするならば、この根本の問題から直してからなつれば、砂上の樓閣になるおそれがある。したがつて、上場される量をふやすか、ないしは供用品をふやす必要があると思ひます。さきに企業局が打たれました供用品を拡大するための措置は、私もたいへんけつこうな措置であつたと存じております。ゆえにこそ急激にその量がきままして値下がりきたわけでございますが、また値上がり傾向にきていゝ今度は根本的な治療を要すると思ひます。したがつて、この上場される量は、四八双にとどまらず、供用品をふやすか、ないしは四八、六〇ともに上場されるようにはかるべきだと思ひますが、どうお考えでございますか。

○山下(英)政府委員 基本的には供用品上場銘柄をふやすべきだと私も考えております。これに關して紡績、織物等には、あるいは三品取引所における暴騰、暴落に振り回されることをきらう御意見もあり、特に暴落の場合に供用品が多いと困るという御意見の向きもありませんが、私どもとしては、機会をつかんで市場安定化のためには供用品をふやし、番手格差等も縮めていきたいと考えております。

○加藤(清二)委員 ギャンプルが多過ぎる、スベキレーションが多過ぎる、それは需要と供給の關係からいって日本の国内あるいは買付け先にはたいへんな量があるにもかかわらず、勝負をする場所においては非常に量が少なくて、これはますます市場の安定化、コンスタント化、これを阻害する原因になつてゐる。ゆえに上場銘柄ないしはそれに対する供用品をふやす用意がある、こう受け取つてよろしいですか。念を押しておきます。当然の答へだ、ほんのわずかですよ、あなた。絹は八〇%ですよ。綿は六〇%もあるのですよ。毛は何もあるのです。もう一度言つてもらいた

○山下(英)政府委員 この毛も、先ほど申し上げ

ました定期市場協議会でいま相談をしてゐることでございますけれども、私どもとしては、私も繊維局長もそういう方向で考えております。

○加藤(清二)委員 時間が約束の時間ですから委員長の命令どおり従います。そのかわり残余のほうが多いのですから、証拠物件を持つてこゝでこれから糸の格づけをやらうと思つておつたのですが、それができませんので、残余の質問はあとにします。委員長において適当に私にその残余の時間を与えていただきますようお願いいたします。本日は、この程度にいたします。

○浦野委員長 この際、内閣提出、総合研究開発機構法案を議題といたします。御質疑はありませんか。御質疑がないようでございますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○浦野委員長 本案に対し、田中六助君外一名から、自由民主党及び民社党共同提案にかかる修正案が提出されております。

総合研究開発機構法案に対する修正案
総合研究開発機構法案の一部を次のように修正する。

第一条中「総合研究開発機構は」の下に「平和の理念に基づき」を、「寄与するため」の下に「民主的な運営の下に」を加へ、「提供等を行ない」を「提供等を行なうとともに、総合的な研究開発の成果を公開し」に改める。

第十二条第三号中「事業の運営が」の下に「民主的に、かつ、」を加へる。

第二十三条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加へる。

三 総合的な研究開発の成果の公開
第二十三条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

附則中第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(検討)

第四条 政府は、総合的な研究開発に関する内外の事情の推移に応じ、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○浦野委員長 この際、修正案について、提出者より趣旨の説明を求めます。宮田早苗君。

○宮田委員 総合研究開発機構法案に対する修正案につきまして、提案者を代表して趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付いたしましたとおりであります。

修正の第一点は、目的の規定におきまして、この機構は、「平和の理念に基づき」、「民主的な運営の下に」任務を遂行するとともに、「総合的な研究開発の成果を公開」すべきことを明文化することとあります。

なお、この修正に伴いまして、設立の認可要件に「民主的な運営」を加え、また、業務として「総合的な研究開発の成果の公開」を加えることとしております。

第二点は、附則におきまして、政府は、本法の実施状況に検討を加え、必要な措置を講ずる旨の規定を新たに設けることとあります。

以上の修正は、当委員会における審議を通じて明らかにされました点を条文化することにより、この機構が本来の目的に沿って健全に運営されるときにも、時代の推移に応じて、常に国民の要請と期待にこたえ得る体制にあることを期する趣旨でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いする次第であります。

○浦野委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

○浦野委員長 これより討論に入るのであります。が、本案並びに修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。まず、田中六助君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浦野委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浦野委員長 起立多数。よって、本案は田中六助君外一名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○浦野委員長 次に、本法律案に対し、田中六助君外一名より、自由民主党及び民社党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。田中六助君。

○田中(六)委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

総合研究開発機構法案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について万全の措置を講ずべきである。

一 機構に対する民間出資者が特定の企業、団体に偏ることのないよう指導することともに、機構の役員及び研究評議員の人事については、機構の中立性が確保されるよう、慎重を期すること。

二 機構における有能な人材の結集体制を確立するため、研究者の身分、処遇等について定

款その他により明確にさせるとともに、研究者の待遇及び海外との交流、研究環境並びに機構の地方組織等について適切な指導援助に努めること。

三 民間のシンクタンクが機構の目的に準じた趣旨のもとに健全な発展を遂げるよう、諸般の適切な施策を講ずること。

四 附則第四条の規定による検討は、五年をこえない期間ごとに行なうこととし、機構に対する出資のあり方、機構の機能及び研究開発の課題等に重点をおくこと。

以上でございます。

これらの各項目は、いずれも当委員会におきまして論議がなされたところであり、その趣旨は十分御承知のことと存じますので、個々の説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浦野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。橋口経済企画政務次官。

○橋口(隆)政府委員 長官がOECD出席のため海外出張中でございますので、かわってごあいさつを申し上げます。

ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして善処してまいる所存でございます。ほんとうにありがとうございます。

○浦野委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○浦野委員長 引き続き通商産業の基本施策に関する件及び経済総合計画に関する件について調査を進めます。

質疑を続行いたします。藤田高敏君。

○藤田委員 通産大臣に質問しますが、質問時間がきわめて短時間のようでございますので、問題点をそのものずばりでお尋ねしたいと思うわけがあります。

質問の要点は、キューバに関する貿易問題、朝鮮民主主義人民共和国との貿易問題、なかなかずく輸銀使用の問題についてお尋ねをしたいと思うわけがあります。

私も、この問題につきまして少しくいろいろ調べてみました。特にこの国会におきまして、昨年田中通産大臣のとき以来、キューバの輸銀問題を中心とする貿易問題につきましては、政府、特に通産当局におきまして、いわば前向きな姿勢で検討を進めてきておられるように私は理解をするわけがあります。しかしながら、その成果が具体的にあらわっているかどうかという点については、われわれの立場からした場合、遺憾ながらこれを認めることはできません。

国会の質疑の経過を見ます場合に、たとえば前通産大臣でありました田中通産大臣の言をかりれば、日本がキューバから輸入をしておる貿易総額は、これはラフな数字であります。約一億三千万ドル程度、ところが、日本から輸出をしておるものはわずかに五千万ドルをそこそこだ、きわめてこれは不自然というか、片貿易の代表的なものだ、これはバランスのとれるようにしていかなくてはいいか、輸銀問題についてもケース・バイ・

ケースでやっていきたい、いわば前向きな姿勢で取り組んでいきたい、こういう答弁であります。加えて国際的な情勢、なかんずくアメリカとキューバを中心とする、あるいはアメリカと中南米を中心とする国際的な条件も、昨年の二月、三月の段階ではいまなお好ましくない条件もある、こういうようなところが大体輸銀使用を中心としたキューバとの貿易問題に関する大きなネックであつたというふうに理解しておるわけでありま。

はやはり一種の期待感といえますか信頼感を持つわけでありますが、きょうはきわめて似つかわしくないことをおやりになつた。これはある意味では、芝居をやつておるようにはしかわれわれ判断できないわけでありま。もつと大臣御自身の定見に基づいた、しかも、今日ただいまの情勢に即応して、キューバのこの輸銀問題を中心とする貿易問題について新たな方針、具体的な方策、こういうものがあればお聞かせ願ひたい。

かどうかということ。待ちの政治ではないけれども、周囲が動くのを傍観的に待つてやつていくのかどうかという点については、違いがあると思ふのです。

これは一般的な情勢でありまが、昨年の田中通産大臣以来一年余り経過しておりますけれども、それではいまあなたがやつたような国際的な摩擦という面から見ると、日本とアメリカ、キューバとアメリカというふうに限定したものだけでなく、世界全体の情勢はきわめて緊張緩和の条件が生まれてきておる。なかんずく、これは新聞にも出ておるところであります、あれだけ仲の悪かつたアメリカとキューバにおいて、ことしに入つてバイジャック協定が締結された。そしてアルゼンチンとキューバとの間においても国交の樹立がなされた。アジアを中心と米中あるいは米ソ、日中、ベトナムの和平協定というふうに、一つ一つあがてみましても、今日国際的な摩擦をあまり心配するようなことがないところまでキューバとアメリカとの関係も改善された。日本とアメリカとの関係を考慮しながらやるにしても、もう今日の条件の中では、いま大臣が御心配になつておるようなことは大体解消されたというふうに判断をしようしいのじゃないか。そういうことになれば、いまの大臣のことばではないですが、早晩踏み切るべき段階に來たということ、これは、近くそういう輸銀使用の問題について踏み切る、こういう裏づけがあるというふうに理解をしようしいのですが、そのように理解しようしいかどうか。

○中會根國務大臣 キューバと日本との貿易関係は、一九六一年七月二十日の通商協定締結以來順調な発展を遂げてまいりまして、昨年の貿易額は協定締結當時に比すると五倍に達し、一億九千五百万ドルとなつております。わが国としては、砂糖の輸入に依存するところをきわめて大でもあり、若干の貿易上のインバランスはございますけれども、さらに貿易を拡大してまいりたいと思つております。

○中會根國務大臣 いまの答弁の中で、最後の部分は原稿にないことを申し上げたのであります。つまり国際的な摩擦の少ない状態において前向きに処理する考えです、そう申し上げたのは私の政策でございまして、日本とキューバとの貿易額及び両国の関係等を見ますと、輸銀問題は早晩踏み切るべき段階に來て、私は考えておるのです。

○中會根國務大臣 待ちの政治をしてるわけではありません。積極的にそういう摩擦が起きないような努力をいまやらしておるところでございませう。

○中會根國務大臣 けさノーカデーで早くうちを出たものですから、あまりよく新聞を読んでおりませう。

○中會根國務大臣 キューバの使用についてはケース・バイ・ケースで判断していく方針でございますけれども、御指摘のような事情も十分考慮した上で結論を出したいと思つております。私の基本的態度は、国際的な摩擦を少なくしながら、この問題は前向きに処理していきたい、そういう考えでおります。

○中會根國務大臣 早晩踏み切るべき段階に來たと考えている。これは解釈のしようであります、従來のケース・バイ・ケースで処理していきたいというものは、具体的に前進をしておるというふうに理解しようしいかどうか。

○中會根國務大臣 待ちの政治をしてるわけではありません。積極的にそういう摩擦が起きないような努力をいまやらしておるところでございませう。

○中會根國務大臣 けさノーカデーで早くうちを出たものですから、あまりよく新聞を読んでおりませう。

○藤田委員 中會根通産大臣にしては珍しく原稿を持つて答弁をされた。本会議あるいは委員会を通して私はいろいろ閣僚の答弁要領も聞いておるわけでありまが、その答弁の内容のいかんは別にして、中會根大臣なりあるいは二、三ほかの大臣もおりますが、原稿を持たないで所管大臣としての定見に基づいて答弁をする大臣に対して、私

○藤田委員 いまは抽象的な言い方でありまが、けれども、具体的に前進をしておるということをお大臣御自身も認められたわけでありま。私も経済外交の問題については、いま言われておりますように国際的な摩擦をなくするとか、極力少なくした形の中でそういう問題の解決に当たりたいということは、時の政府の立場として理解ができるわけでありま。しかし、問題は積極的にやる

○藤田委員 いま善処をしておるということですから、現在ただいま善処すべく努力しておるというふうに理解をしたいわけ。そこでお尋ねしますが、大臣、けさのジャパンタイムスなりあるいはデーリー毎日をお読みになられたでしょうか。

○藤田委員 私、それでは、言えないというよりも言わないほうがいいだろうというふうに善意に理解をしたいわけでありま。善意に理解をし

たいというのは、キューバの貿易について輸銀使用を先ほどの答弁にありましたように善処していく、踏み切るべき段階にきた、こういうことばの中にそれを裏づけるようなことを私なりに理解をしたわけでありまして、ここまで緊張緩和の条件が国際的にも成熟してきた以上、キューバについても朝鮮についてもあるいはベトナムについても、もうそんなに日本が特定な国に気がねをする必要はない。わが党は常に自主外交を主張しておるわけでありまして、こういった貿易の面についても自主的に判断をして、そうして定見のある方針というものを打ち出してもらいたいと私は思うわけでありまして。

そこでお尋ねしたいのですが、それでは、これからキューバとの取引をしておる業界なりあるいは商社が輸銀使用について具体的に申請をしてきた場合には、いままではケース・バイ・ケースで認めるという方針だったのだけれども、適切なものであれば認めていくという方向で検討される用意があるかどうか、これをひとつお尋ねしたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 プロジェクトの内容をよく検討いたしましたして、それが合理的なものであるかどうかをよく見きわめまして、ケース・バイ・ケースで前向きに考えたいと思います。

○藤田委員 それ以上積極的に進んだ発言はできませんか、できませんか。——できないというものを口を割って言うわけにはいきませんからこれはやむを得ないと思うのですが、最近、メーカの名前をあげることは差し控えますけれども、フェリーポートやあるいは冷凍機とか漁船についてあるいは製かん工場について、具体的な輸銀申請をやるという動きがあります。これはひとり私いま申し上げた品目だけでなく、キューバとしてはあれだけ砂糖を日本に輸出して、そうして砂糖を積んできた船が、から船で帰っておるわけですからね。この船をから船で帰さないようなことをやるべきじゃないかと私は思うのと、それからいろいろなプラントの問題や船ですね、

その他キューバ側としては幾つかの問題について、積極的にこの輸銀使用についての強い熱意を持っておるわけですから、これだけ日本の場合に砂糖という国民生活にとってきわめて重要な物資を輸入しておる以上、それに見合う程度のものは輸銀の対象にしていく、そういう前向きの姿勢で、先ほど大臣が答弁された方向でひとつ積極的に輸銀使用ができるように取り組んでもらいたいというのを私の強い要求として申し上げておきたいと思うのですが、少なくとも私の気持ちをくんで検討するというぐらいの答弁はできると思うのですが、どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 藤田さんのお気持ちをよくくみ取りまして、検討いたします。

○藤田委員 私も政治家の一人として、もう少しずばりそのものの答弁をもらいたいところではありますが、やはり今日の段階において、デリケートな面もあるように判断をしますから、これ以上キューバの問題については具体的には触れませんが、ぜひひとついまままでのようなケース・バイ・ケースというふうなことでなくて、大臣が先ほどおっしゃったような具体的に踏み切るべき段階にきたということを実現する方向で取り組んでほしいということをお願いいたします。

続いて、朝鮮との貿易の問題であります。これもまた同じようなキューバ問題に関連するような問題があるわけでありまして、その前に、大臣の基本的な姿勢としてお尋ねしておきたいのですが、昨年の一月に、現在郵政大臣であります久野忠治代議士が団長で朝鮮に参りまして、日本国と朝鮮民主主義人民共和国との間に貿易促進に関する合意書が締結されましたが、この合意書を大臣としては歓迎する、この合意書を実現する方向で朝鮮との通商関係を発展をさせていきたい、こういう考え方を持たれておるかどうかが、考え方についてお尋ねしたい。

○中曾根国務大臣 民間団体の御努力を多といたします。

○藤田委員 民間団体の努力を多とするということ

とは、歓迎という尊重をする、こういうことだと思われたいわけですが、そういうことであれば、この合意書に盛り込まれておる幾つかの条件、これはたくさんありますけれども、なかんずく日朝間の貿易を発展させるためには設備類の長期払い、商品の展覧会の相互開催、貿易代表団、技術者の相互往来、そして貿易代表部の相互の設置、こういうようなものが一つの中身になっておることは御承知のとおりであります。

そこで、これもこの七十一特別国会の予算委員会なりあるいは予算分科会でも質疑をしておるところであります。通産当局としては、ことしの予算の中に二十数カ所貿易関係の事務所をつくるための予算を計上しております。この事務所を設置する予算の中に、朝鮮との貿易代表部といいますが、これは名前にはこだわらなくてもいいです、通商代表部といふか、そういう事務所をつくる予算として、朝鮮の貿易代表部のもの予算がこの中に入っておるというふうに理解してよろしいかどうか、お尋ねしたいのです。

○中曾根国務大臣 これは、民間団体で駐在員を置くという場合には、それに対する補助金を交付する可能性を留保しておるものであります。

○藤田委員 朝鮮との貿易関係は、一昨年と去年あるいは去年とことしはまだ暦年でいきましたも半年ほどです。その統計の数字も十分でないかも知れませんが、飛躍的に発展しておることは大臣も認められると思うのです。たとえば一昨年までの倍ぐらいいなっていて、大体去年七二年度で一億ドルぐらいの貿易量になってきたと思うのですが、この合意書の趣旨によりまして、一九七六年までは、日本の金にして千二百億から千六百億程度の貿易量を拡大する、こういう方向で取り組んでおるようでありまして、かれこれ一億ドル以上の貿易量になってまいりますと、通商代表部の的なものを置く必要が生じてきておるのではないかと、こう思うのでありますが、大臣の見解を聞かしてもらいたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣 民間団体の適切な交流は私も

評価いたすところでございますが、通商代表部という形になりますと、まだ時期尚早の感がしないでもありません。

○藤田委員 それでは、民間代表部を設置した場合には政府として補助金を出す、そういう考えで

○中曾根国務大臣 この問題は、韓国と北朝鮮のいわゆる南北の友好交流の情勢がどういふふうに移るかどうかということ、そういう国際関係をよく注目しながら判断したいと思っております。ところでございまして、まだそのように決断しているわけではございません。この間WHOの問題がございまして、その後この南北関係がどういふふうに移移していくか、そういう点をよく注目しながら検討していきたいと思っております。

○藤田委員 この代表部の設置はそこまでいいにしても、いま言ったように民間の通商代表部的なものであれば、それに向けて政府は、民間の通商代表部的なものをつくるために誘導的な政策をとる用意があるかどうか。

○中曾根国務大臣 その点も含めて、いまの南北関係の推移において検討しておるということであり

○藤田委員 昨年からいま開かれてる国会に向けて政府の答弁しておることとずっと検討したわけでありまして、特に中曾根通産大臣は、たしか昨年の八月二十二日の衆議院商工委員会、貿易代表部の問題にも関連をして、朝鮮との貿易に関する輸銀取引について、キューバとの貿易問題ではあります。同じようにケース・バイ・ケースで弾力的に取り扱っていききたい、こういう答弁をしております。

その後、大平外務大臣が去年の十一月あるいは澄田輸銀総裁が同じく十一月に、この中曾根通産大臣の発言に符合するよう、そういう輸銀の取り扱いについて発言しておるわけでありまして、朝鮮の貿易の問題についても、昨年のこの合意書ができて以来、通産大臣の発言に代表されるように、輸銀取引についても弾力的に運用したい

と言いながら、現実的にはいまだその具体化を見
てないわけであり。この通商代表部との関連
も含めて、輸銀の取り扱いをする用意が今日の段
階であるかどうか。これは私自身もとも申し上
げたいと思いますが、大臣は、キューバとの関係
においても国際的な条件をかなり強調されてお
ります。朝鮮の場合も韓国のことを気がねされて
おると思ふので、朝鮮においては、まああ
いいう南北の平和統一の問題が論議されてお
り、先ほど大臣自身も言われましたように、W H
Oの關係なり、私自身もこの間出席をしたわけ
であります。I P Uの會議においても、朝鮮を
國際機關の中に認めていくというより、朝鮮を
朝鮮を取り巻く情勢というものは、これはまた非常
に緊張緩和の方向に動いてきておると私は思
う。そういう点からいって、一方貿易の実績、動
きから見ましても、貿易の通商代表部的なもの
を設置すると同時に、この輸銀使用を通じて
兩國間の經濟的な發展をさらに強化していく
必要があると思ふのですが、それに向けての
大臣の見解を聞かしていただきたい。

○中會根國務大臣 私（の答弁は前にも申し上げた
とおりでございます。南北間の融和というものが
どういふ程度に進展していくか、非常な関心の
をもち見詰めておるところでございます。その情勢
をもう少しよく見きわめましていろいろ判断を固
めてまいりたいと思つております。

○藤田委員 あと二、三分です。それからもう一つで質
問を終わらざるを得ないと思ふのですが、この問
題も、私はいろいろな面動いておる状態につ
いて少しく材料を持っております。先ほどのキュー
バの問題に対して、けさのジャパンタイムスなり
その他の報じているような、そういう動きが實際
の業界筋にあるわけでありまして、そういう点か
らいくと、こういつた公式の場における大臣の答
弁というものは、ある意味においてそれであれば
あるだけにデリケートな面がありますから、発言
もおのずから慎重にならざるを得ないという点に
ついては私もわかるような気がするわけでありま

す。しかしながら、先ほどのキューバの問題では
ありませんが、やはり具体的に、もっと積極的に
この輸銀問題について善処していく、こういうか
まはは何としても必要じゃないか、そういう情勢
が大かた成熟してきておるのじゃないか、こうい
うふうで考えるわけでありまして、最後に大臣の
誠意を持った御答弁をひとついただきたい、この
ように思います。

○中會根國務大臣 國際的摩擦をできるだけ起
さないようにしながら措置をしていくということが
日本のような外交姿勢を持つていく国のやる方
針であると思つております。そういう面からいた
しまして、キューバの問題でも北朝鮮の問題でも
も、國際關係を非常に注視しながら日本の方針も
きめておるところでございます。キューバの問題
につきましても、先ほど申し上げましたよう
に、早速踏み切る段階に來ていると私は判断をし
ておりまして、成熟度が高いというより、気がい
たしてあります。

朝鮮のほうは、キューバに比べてみてもう少し
検討を要する段階ではないかと思つております。

○藤田委員 これで終わりますが、この朝鮮との
關係については若干時間的なズレがあるように思
います。私は少なくとも同一レベルで、いわば
キューバだけの問題でなく、キューバ、朝鮮、
ベトナムといったような対共産國、いままでコ
ム共の對象となつてきたような國に対しては、少
くともキューバ程度のところまで全部条件ア
ップをして、そうして輸銀の對象にしていく、そう
してそれぞれの國と平和的な交流貿易の拡大を
通じて、相互主義に基づく平等互恵の條件が成熟
できるように今後の積極的な努力を要請して、私
の質問を終わります。

○浦野委員長 野間友一君。

○野間委員 私は、大臣から沖繩海洋博の問題に
ついて、時間がありませんので、二点まず見解
をお聞かせ願ひたいと思ふので、すけれども、その
前に委員長、与党の委員の出席が非常に悪いわけ
です。二十三名ばかりおられると思ふのです。

が、審議の促進といふことを言われまますけれど
も、これだけ委員の数が少ないといふことは、私
にはやはり遺憾だと思ふのです。その点について委
員長はどういうふうに考えられるのか。私たち
も、こういうふうな状態の中でやるのは遺憾だと
思ふのです。きょうは大臣の時間の關係もありま
すから、先例にないといふことで質問を進めま
すけれども、ぜひ委員長において、こういう状態
をなくするようにしかるべく措置をとつていただ
きたい。

○浦野委員長 極力努力いたします。まことにこ
ういふ状況は遺憾でございますので、さらに督
励をいたしまして委員の出席を直ちに求めるよう
に連絡をとります。

○野間委員 では大臣にお伺ひいたします。

五月の下旬、沖繩海洋博の問題について沖繩に
行かれた、こういう報道にも接したわけですが、
けれども、行かれた趣旨、目的、それから直接視察な
り調査されて得られた問題点、こういう点につ
いて最初にお伺ひしたいと思ひます。

○中會根國務大臣 沖繩海洋博担当大臣とい
まして現地によく見て、また知事さんあるいは県
庁その他の要員の方々にもお会いをし、沖繩總合
事務局の諸君にも現状をよく教えてもらひ、今後
の施策の資にしたいと思つたわけでありま

す。問題は、一つはやはり労働の問題と物価の問
題、物資の問題が心配されております。ただ、海
洋博の開催につきましても屋良知事、宮里副知事
等が非常な熱意を持って、情熱を傾けて推進して
いるのに感銘を受けてまいつた次第であります。

○野間委員 琉球新報、これは五月二十四日付で
記者会見されたときの報道が記載されておるわけ
ですが、その問題として、一つは「本部半島、伊
江島など会場周辺地を視察して自然破壊が
かなりあることが目についた」、これは新聞の報道で
すが、特に採石場それから海水の汚濁あるいは道
路の問題、それからいま言われた物価、労働の問
題ですね、こういう点について指摘されてお
りますが、具体的にひとつ大臣が感じられた点につ

いて、もう少し報告していただきたいと思います。

○中會根國務大臣 会場の本部半島に立ちま
した場合には、採石場の岩を削つたはだかかなり見
えておりまして、これは海洋博開催までに何とか
処置しなければならぬ、それから、現在採石して
いる場所につきましても、海岸通りから採取して
おりますが、裏側から入る方法はないものかどう
か、そういうような点も指示してまいりました。
それから、労働の問題につきましても、内地か
らいろいろな大手の建設業者等が入つてまいり
ますけれども、この大手の業者が現地の技術者を
ひっこ抜いたりすることがないように、入る場合
には本土から連れていかなければならぬ、そう
いう原則を徹底的にやらしたいと思ひまして、帰
つてまいりまして建設大臣にも強く要請したところ
でございます。

資材については、セメント以下が多少少
なりまして、一時のような情勢はなくなつてま
いりましたけれども、しかし今後ともいろいろ注
意を要する、深甚なる関心を持って手当てをして
いくべき問題であると思つております。

労働の問題で、沖繩の復帰に際して農業關係の
季節労働者を台端から入れておつたのをそのま
ま継続して認めるということでございますが、去
年は日中国交回復等の余波を受けてそのことがな
かつたので、そのためにパイプやその他の労働者
の賃金が高くなつたといふことがございま
して、やはり季節労働者を農業關係については入
れるといふことは引き続いてやつたほうがよろ
しい、私そういうふうに思ひまして、本年度はそ
ういふことを実施して労働需給を緩和したらい
い、そういうふうに思つてきたわけございま
す。

それから、土地買収が問題でございますが、土
地買収につきましてはやはりいかに住民の皆さんが
御理解をしていただき、県庁当局も非常な努力を
してわりあいに順調に進んでおると思ひま
す。大体六月から七月の初めくらいには大かた
終わるであらう、そういう報告を受けてまして、それ

で終わるならば公共事業関係の工事も間に合う、
そういう確信を強めて帰ってきたわけでありま
す。

北部開発公社という第三セクターの問題がござ
います。この問題については沖縄県議会議会当局に
おいていろいろ議論されている由であります
けれども、やはり本部半島を中心とするリゾート
ゾーンを今後維持発展させていくためには、そう
いう第三セクターが好ましいと私は思っています、
その点について議会議局の御理解をぜひ得たいと
念願をしております。

○野間委員 いま物価とかあるいは労務の諸問題
について御発言があったわけですが、私も、私た
ち共産党も沖縄人民党と一緒にしまして、この
海洋博の準備にまついろいろな矛盾について
調査したわけなんです。その結果、開催延期と計画の
再検討についてという申し入れをたしか政府にい
たしてあると思いますが、いま非常に深刻な事態
に見舞われていると、土地の取り上げ、買い占め、
投機、これが非常に深刻だと思っております。調べ
てみますと、七〇年五月から七二年十一月までの間
に、伊藤忠、丸紅をはじめ約百一社の手によって
県面積の三・四％、八千ヘクタールの土地が買い
占められておる、こういうふうにもいわれており
ます。

さらに、本土を上回る物価上昇、悪性インフ
レ、これが県民の生活、それから農業、それから
中小企業、これに深刻な打撃を与えておるとい
うのも事実だと思っております。

さらに、海洋博の関連事業に伴う財政圧迫、そ
れから建設資材の高騰、このために県にあるのは市
町村の福祉、教育などの公共事業、これらの遂行
はほとんど不可能だ。県の予算の四十七年度の執
行状況は二月末で実に五〇％だ、こういうような
状態になっているといわれています。

サトウキビについても、キビ価格が生産費を保
障しないような低価格に押えられた。その上に労
働力が、いまの海洋博の建設に関連する労働力に

人手がずいぶん食われて、キビそのものに働く労
務者がほとんどない。だから壊滅的な打撃を受け
ておる。これも私たちの調査でも明らかにされて
おるわけですね。

こういうような非常に深刻な事態を踏まえた上
で考えますと、この沖縄海洋博の開催そのものは
私たち反対はあろうしてございせんし、これは
国際的な科学技術等との交流、さらに沖縄が平和
な島として今後発展する、そういう経済的な土台
を築くという点について、私たちも全面的に協力
する立場ではありますけれども、ところがいまの
この深刻な状態から考えまして、これはやはり何
らかの手直しをしてやらなければ、本来の海洋博
の開催する趣旨、こういうものがそこなわれるん
じゃないか、こういうふうにも考えるわけですが、
でも、これについて私たちは、計画を再検討すべ
きだ、延期すべきだ、こういうふうにも思ってい
ますが、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○中曾根国務大臣 いろいろな問題がございま
すが、現地の知事さん以下非常な御努力をいただ
き、また、沖縄総合事務局も非常な努力をしてお
りまして、順次それらの問題は一つ一つ片づきつ
つあるところであります。あるいはいままでのよ
うな緊張が次第にゆるんできているという状態
でもございます。

それで、屋良知事さん、宮里副知事さんのあの
異常な熱意、また、沖縄の大多数の皆さんの願望
を考えてみますと、この計画は延期したり中止す
べきではない。現在の情勢を見ますと、オリ
ンピックのときの前の東京、これは水の手当てから
始めて、河野さんがいろいろ苦勞をなすつたところ
でございまして、そういうときの時点あるいは
万博における情勢あるいは前の時点等を考えてみ
ますと、なるほど沖縄県の場合は距離が遠いの
で、また局地的に狭いので、いろいろ複雑な問題
も起きてはおりますけれども、努力してできない
ことはない。日本人の能力は必ずこれをオリ
ンピックや万博のとき以上に、これをやりつばな海洋
博に仕立て上げるであろう、私はそう思います

て、考え方を要するという方法をとることはござ
いせん。

○野間委員 では、この問題については午後の委
員会の中で十分詰めたいただきたいと思いますの
で、最後に一点だけ。

同じ琉球新報の五月二十四日の記者会見の記事
の中に、「物価、労働力問題については農林省に
その対策を要請する」という趣旨の発言があり
ますが、具体的にこの要請をされたかどうかとい
うこと、どのような要請をされたか、どのような
手当てをされたか、この点が一点と、それから
海洋博協会、これは那覇に移設する、こういうよ
うな見解の発表もありますけれども、これはいつ
ごろどういう趣旨で移設されるのか、このあたり
ひとつお答え願いたいと思います。

○中曾根国務大臣 物価と労働の問題につきま
しては、特に生鮮食料品の問題について、帰って
来て農林大臣に對して、私は屋良さんにく
言つてきた。生鮮食料品については、本土にお
いては、昔、米を供出してもらうというときに、知
事さんがみんな行脚してお願いをした、そこで九
州あるいは四国の辺について、知事さんができ得
べくくば出向いて、生鮮食料品の供給等を協同組
合等に懇請されていたいたらいかがだろうか、
農林省にも連絡して、そういう面については協力
してもらおうように私からも農林大臣に話します、
そういうことを申し上げて、農林大臣にその
ことを連絡して協力してくれと言つてきたところ
でございまして、それから、労働の問題について
も、いまの農業関係の季節労働者については、こ
ともしばせ入れて需給を緩和してくれるようにと
いうことも申し上げておきました。

それから、海洋博協会の本部を持つていくとい
うことは、もう公共事業に着手し始めております
から、東京に本部を置くよりも現地に前進させ
て、一面においてはそういう決意を示すと同時に
に、仕事を能率的に行なうようにさせたい、そう
いうので、大体一カ月をあとになるだけ早く行け
るようには段取りをしない、そういうように指示

したところなんです。これにはやはり建物、ビル、部
屋が必要でございまして、その点は知事さん
にお願いをしてまいりました。それらの部屋がとれ
る状態になれば前進できるだろうと思つておりま
す。

○野間委員 それではこれで一応終わりますけれ
ども、先ほど申し上げたように、百万県民の生
活、特に農業あるいは中小零細企業、これらがい
ま深刻な打撃を受けて、このままの状態では放
置しておくとたいへんなことになると思つて
います。したがって、私たちとしては、ぜひこの際、手直し
をして延期すべきであるということを重ねて要
望して、一応この程度で質問は午後に戻したいと思
います。

○浦野委員長 近江已記夫君。

○近江委員 きょうは国連初の世界環境の日、わ
が国としても五日から一週間、環境週間、こ
のように定めて、それぞれの立場でかけがえのな
い地球と生命をスローガンに環境行事を繰り広げ
られる、このようになっておるわけでありま
す。今日御承知のように、各種の公害等が発生を
いたしております。

そこで、汚染源の大半をかかえておられる、そ
ういう立場に通産省はあると思つて、その
最高責任者として大臣にひとつ、きょうのこの意
義ある日に、今後どういう決意でこういう公害問
題に取っ組んでいかれるか、それをお伺いしたい
と思つております。

○中曾根国務大臣 私は通産大臣に就任して以
来、無公害社会の建設という方向に通産行政を大
きく切りかえていきたいと思つて、一面にお
いては、そういう意味の機構改革までやりながら
努力しておるところでございまして、いろいろ
問題を点検してみますと、やはり非常に周到な、
ものごとを看過しないという精神で行政をやる必
要があると痛感しております。PCBの問題にい
たしまして、あるいは水俣病の問題、有機水銀
の問題等にいたしまして、まあこれでいいんだ
ろうというふうな安易な考えを持たないで、どこ

とんまで突き詰めて行政措置に万全を期して営々と努力する、そういうやり方が必要だということ、を最近非常に痛感しております。

○近江委員 大臣がそういう決意をおっしゃったわけですが、そういういままで見逃されてきた一つの事例として、大東市のマンガン製錬工場の汚染問題、これは連続マスコミでも大きく報道されたわけですが、京大、阪大の災害研究グループの調査におきましても、わが国で最大級にあげられる被害である、このことを明らかにしておるわけですが、通産省及び環境庁は、その事態についてどういうような報告を受け取っておられるわけですか。

○河野説明員 御指摘の大東市の大東市にございますマンガン製錬工場の周辺におきましてマンガン中毒といわれる問題がございますが、現在大東市と大阪府によりまして健康調査が行なわれているというふう聞いております。近くこの調査の結果が出るというふう聞いておりますが、その結果を待ちまして早急に調査の結果を聴取いたしまして、今後の対策につきます。環境庁として指導してまいりたい、かように考えております。

○近江委員 この工場は年間六千六百トン製造しております、全国生産量の一六％に達しておるわけですが、御承知のように、ここは非常に密集地帯でありまして、しかも十年前から特に住民から幾多のそういう苦情というものが出ておったわけですが、それにもかかわらず、なぜいままでも放置してきたか。やはり行政上の責任というものが非常に大きいと思っておりますが、この点について大臣はどのように思われますか。

○河野説明員 マンガン製錬工場付近におきましますばいじん、粉じんの問題に関する対策でございますが、昭和四十六年の六月に大気汚染防止法によりまして粉じんあるいはばいじんに関する規制が大幅に強化されたところでございます。また、同年の九月におきましては、大府府によりまして、条例によりましてマンガン及びその加工物の規制基準を設定しておるわけでございます。したがって

まして、当面これらの規制の徹底をはかることにまいりまして、大阪府に對しまして指導を強化してまいりたい、かように考えております。

なお昨年の六月でございますが、汚染の状態につきまして測定した結果によりますと、これらの基準の範囲内であるということは確認しておるわけでございます。

○近江委員 環境庁は、大阪府なり大東市の調査をよく聴取して今後指導するということをおっしゃるわけですが、このように京大、阪大の権威あるグループが、わが国最大級の被害を出しておるというように言っておるわけですが、環境庁自体が出向いていって調査する、通産省と合同して行く、そういう強い決意は持たないのですか。いままでも結局大阪府の言う指導を聞かなかつたわけでしょう、被害が出てきておるのです。それをあえて向こうの報告だけを聴取して指導する、そういう従来のパターンではいけないのです。環境庁や通産省が乗り込んでいって、当然そこで調査して指導すべきではないですか。

○河野説明員 マンガンによる中毒問題につきましては、先ほど申しましたように、大東市と大阪府によりまして健康調査が実施されております。これにつきまして、近くその調査結果がまとまるというふうにも聞いておりますが、その結果を十分聴取いたしまして今後の対策について指導してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○近江委員 それで問題は、この工場を移転するということも言っておるわけですが、それと同じ市内の準工業地帯である。そうなるわけばまた同じ被害が出てくるわけですね。そういうことは当然あなたは聞いておると思うのですが、要するにこういふような通産行政のあり方です。環境庁にしたら、こういふことを二度、三度同じ愚を繰り返していかということなんです。当然聞いておるでしょう。そういうような、今後目ざしておるような方向につきまして通産省

と連絡をとりましたか。

○河野説明員 今後の対策につきましては、先ほど申しましたように、調査の結果十分に聴取し、まして、また御指摘がございましたように、工場の移転等の対策についてでございますが、そういうことを含めまして調査の結果を十分聴取いたしまして、その結果に基づきまして必要な指導をしましてまいりたい、かように考えております。その際、通産省とも十分連携をとってまいりたい、かように考えております。

○近江委員 このマンガン工場は商業地域にあるわけですね。それでこれだけの被害を出しておるわけですよ。こういうばかげたことを——十年前から住民が泣くように通産省に言いに來ておるわけでしょう。それを今日まで放置してきた。しかも、今回移転地というのと同じ市内の準工業地帯のところに入る。ほんとうに真剣に国民の健康な環境保全等について考えておるのかどうか疑わしいわけですよ。こういう一つ一つを見守りおるす。そういうことで、全国にもこのような市街地等における製錬工場であるとか、そういう汚染工場というものが非常にたくさんあると私は思うのです。こういう点、通産省はいつも総点検するとか何とか言っておりますけれども、一向に効果が出てないわけですよ。少なくともこういう環境問題を迎えておるわけでありまして、ただ行事だけではだめで、真剣に実践の段階に入らなければだめだと思ふのです。この点、大臣としての今後の具体的なそういう方針なり考え方を伺いたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣 確かに御指摘のように実践と戦いであるだろうと思ふ。公害発生源となる工場等につきましては、いさいに点検をいたしまして、環境基準、排出基準等を守るように環境庁とも連絡をとって監督をしていくつもりでございます。

○近江委員 それで、この被害者は、いまちよつと調べただけでも八人が激痛や麻痺で苦しんでおりますし、三十四人が尿に非常に異常があります。す。この工場のそばに小学校がありまして、このプールの水から許容基準の〇・三PPMを大幅に上回った一・一PPMのマンガンが出ておるのですね。そういうふうに被害の状態にしましては非常にたくさんあるわけですし、これを綿密に調査をしますと、相当出てくるのではないかと私は思うのです。こういう被害の救済にはつきかとも、どうしていくのかという問題もあるわけですね。そういうようなことで、一日も早く通産省、環境庁の調査班を出していただいて、その対策をひとつ強固なものにしていただきたいと思ふのです。現地のそういうある程度の事情を聴取してからということも言われたわけですが、それはひとつすみやかにやってもいいと思ふのです。向こうからの報告なりなんなりがあり、ことと思ふときには、そのように環境庁、通産省で現地に對して調査班を出されますか。もう一度確認しておきます。

○中曾根国務大臣 現地の通産局に指示いたしまして、すぐ係員をやるようにいたしたいと思ふます。

○近江委員 それでは、きょうは一時に大臣が退席されるのでありますのでこれでおきますが、あとまた昼から質問したいと思ふます。いずれにしても、環境問題にも入っておりますし、公害問題について真剣に取り組んでいただきたい、このことを強く要望して終わります。

○浦野委員長 中村重光君。○中村(重)委員 いつも理事会で申し上げておりますが、与党の出席は、先ほど野間君の指摘もありましたが、委員長、何人ですか。こういう状態で委員会が運営できるのかどうか。委員長の答弁はあえて求めませんが、明日からの審議には、こういう状態では委員会の審議は行なえないということをはっきり申し上げておきたいと思ふます。

経済企画庁にお尋ねをいたしますが、離島振興法を制定いたしました二十年でございます。離島の振興に際しましては、公共事業を中心として高

事補助で事業を行なっている、それだけではなくて、文教、厚生関係に対しても、離島の振興のために高率助成を行なうべきであるという方向で私も法律の改正等を行なうてまいりました。が、離島振興法を制定いたしました。そしてその助成を行ないます。前と現在の本土と離島住民の所得の比率はどのようになっているのか、伺ってみたいと思います。

○北川(博)政府委員 先生よく御承知のとおり、ことしをもちまして離島振興法について二十周年を迎えたわけでございます。公共事業費もおかげさまで相当の伸びを示しまして、本年度は三三%増の四百二十五億という当初七億の予算に比べまして非常にすばらしい伸びを示してまいりました。でございます。しかしながら、ただいまお話がございましたように、本土との格差は相変わらず著しいものがございます。われわれの四十四年度の調査でございますが、本土に比べて離島の方々の就業者一人当たりの所得の比率は、約その半分にとどまっております。

○中村(重)委員 離島振興法を制定いたしました趣旨は、離島と本土との所得格差をなくしていく。これはそういう経済的な問題だけではなくて、文化関係も言うまでもありませんけれども、にもかかわらず、ただいまお答えがございましたように格差はなかなか縮まらない。その原因はどこにあるとお考えになっていらっしゃいますか。

○北川(博)政府委員 この格差がなかなか縮まらないというのは、先生方同様われわれも非常に苦慮しているわけでございますが、やはりその経済は第一次産業が主体でございます。農林水産業がそのほとんどを占めておるわけでございます。一方、どちらかと申しますと、本土関係は第二次産業、第三次産業の伸び率が高い、したがってその所得の格差というものはなかなか縮まらない、むしろ乖離こそすれ縮まらないというような形でございます。一方いろいろな公共事業等の努力によりまして、どうやら従来よりは少しずつその格差が縮まりつつあることだと思っております。

○中村(重)委員 お答えがございましたように、離島は農業、漁業、林業と第一次産業である。そのことが、生産性が低いというゆえをもつて離島と本土との所得格差が縮まらないということであると思うのです。であるとするならば、その所得格差をなくするための施策というものが当然考えられなければならない。ただ単に公共事業に対する高率補助というだけではなくて、総合的な離島振興策というものを講じていかなければならないのだと思うのでありますけれども、それらの点に対して、経済企画庁としてはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○北川(博)政府委員 経済企画庁といたしましては、やはり離島振興のために、この第一次産業をさらに効率あるものにしていきたい。たとえば船の大きさにいたしまして、漁船の補助あるいは融資等を拡大いたしまして、大型化するとか漁業方面に力を入れる、あるいは農業改善をどんどん行なっていく。道路整備をすることによっても、やはりその所得に影響があるわけでございまして、そういった意味の公共事業を行なうと同時に、あるいは観光等が最近盛んになっております。もちろん尿尿とかそういったものも十分考えなければなりません。離島における特質、特に観葉植物等の栽培等も行なわれております。そういった意味の施策を講じて、いわば第三次的な産業の性格をあわせて進めていくべきではないかと考えております。

○中村(重)委員 基本的な問題につきましては大臣御出席の際にお尋ねすることにいたしますが、いつも私も指摘をしておりますように、公共事業といたしましては、道路であるとか、あるいは港湾の整備ということではなければならぬ。道路も離島がゆえに国道というものはない。これは適当ではないと私も考えるのです。沖縄の復帰というものが実現したならば、これを契機にして離島の道路も国道に昇格させる方向で進めたいという答弁を得ることもあるわけでありすけれども、離島振興審議会の中の

申し合わせもありますけれども、なかなかそういう方向に進まない。やはり経済企画庁が担当の省であるわけですから、精力的に、ただ単に高率補助というふうなものに計数整理みたいなことだけではなくて、離島の振興のためにもしっかり取り組みをしていただきたいというふうに思うわけ。

そうした公共事業の関係以外に、離島の住民の福祉を増進させていくためには、航路の問題あるいは医療の問題等重要な問題点があるわけであり。離島の航路はどうかあるべきか。その点に対する考え方は、経済企画庁としてはどう思っているのでしょうか。

○北川(博)政府委員 確かに離島の一番の問題は航路じゃないかとわれわれ思っております。そういう意味で、実は先年度から大いに離島航路の調査をやろうということで調査費をつけて、また今年度も引き続き離島航路の調査をやりたい、このように考えております。できれば、本土と近いところは極力橋をつくることによりまして架橋の整備をしていきたい、そうすることによって本土との距離をなくすということが必要かと思っております。しかし、遠隔孤島におきましては、航路そのものが問題でございます。そういう意味で、船舶整備公団等々から大幅融資を受ける、あるいは航路補助をもっと拡大していただくということによりまして、船の近代化あるいはスピード化をはかって、そうして本土との距離を極力少なくするという方向に持っていくべきではないか、こういふふうに考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 離島の場合は、航路運賃というものがあつたわけでありまして、生産費プラス運賃、また消費価格プラス運賃ということで離島住民の負担は非常に大きいわけですね。なかなか離島航路で配給をしなければならぬことは、身体障害者等の離島航路運賃の割引という問題についてはむしろ無料化の方向に、経済企画庁は、離島振興の立場から特に強力に推進をしていかなければならないと思っておりますが、私の見る限り、あま

り関心はお持ちのようではないのです。そうした身障者等に対する離島航路運賃の問題については、どのようにお考えになっていらっしゃいますか。経済企画庁にまずお尋ねをするのです。

○栗山説明員 運賃の割引制度につきましてはいろいろのものがございまして、その中に一種の公共割引としまして身体障害者割引という制度がつくられております。これはいろいろな交通事業全般の問題として、いわゆる公益事業としてある程度企業として負担し得る範囲内における社会政策に準拠した運賃制度というものがつくられております。ただいまそういう割引制度につきましては、物価安定政策会議でもやはり割引制度というものはどうあるべきかという議論がなされております。その中に運賃割引制度については合理的限界——運賃の割引制度はあまり大きくしたくないというところを要する、需要調整という側面から、ある程度本来の割引制度というものは必要調整の面に生かされるべきだという考え方があつたわけですが、それ以外に社会目的のために割引制度を活用しているというところは、需要を一時期に集中させたり、それから偏在させたり、そういう面の問題もあるのだということ、それから社会保障問題としては身体障害者の社会福祉の問題として全般の中で位置づけて考えなければならぬというように、それから企業として負担し得る限界というものがございまして、その限界を越えたような社会政策というものを企業に押しつけることについてはいろいろ問題があるの、特別の助成措置というふうなものも関係省庁の中で検討していくべきではないか、そのように考えております。

○中村(重)委員 身体障害者の運賃の無料化であるとか、あるいは割引であるとか、企業の負担の限界を越えるという程度はどうかという程度ですか。

○栗山説明員 お答えいたします。限度というものについて明確なものがわかりませんので、その辺を関係省庁もまず企業として負担し得る限界というものがどの程度のものである

か、その辺から詰めていかざるを得ないと思ひます。完全に無料にするということ自身はやはり限界を越えるのではないか。これは個人的な考え方では、はっきり限界はどこであるということとはちよつとお示しできないということでございます。

○中村(重)委員 離島の住民だけが、離島の身障者だけが船を利用するのではない。本土から離島に行く人も身体障害者は割引の対象というものになつてゐる。私が質問することに對してもう少し明確に御答弁がでなければならぬ。これは運輸省の所管であるけれども、経済企画庁も、離島振興という面から補正行政というものは重要な行政なんだから、大体どの程度身体障害者がこの離島航路を利用しておるといふデータをお持ちですか。

○栗山説明員 離島についての資料は持つておりません。国鉄についてだけ年間の利用人員等について把握しております。国鉄の人数でよければ答えさせていただきますと思ひますけれども……

○中村(重)委員 国鉄の運賃のデータを持つていて離島航路の利用についてのデータがないということは、いかに経済企画庁というのが離島振興の担当省でありながら、それら身体障害者の補正対策というものに真剣に取り組んでいないかということを立てている。

そこで、運輸省にお尋ねいたします。身体障害者の割引の状況は、どうなつてゐるのか、見角参事官からお答えいただけますか。

○見角説明員 先生御指摘の旅客船に關します身体障害者の割引の現状でございますが、これは大まかに申し上げまして、九州地区と九州以外の地区とにおいて若干の差がございます。九州以外の地区におきましては、第一種の身体障害者に対して五割引き、第二種につきましては同じく五割引きになっております。それから九州地区につきましては、目下のところ、全業者を通じて第一種の障害者に対する割引が五〇%、第二種については割引なし、こういうことになっておるわけでございます。

けでございます。

それで、九州地区とそれ以外の地区とについて、こういう差がある現状でございます。これを何とか全国的に調整をはからうということにつきまして、目下九州の海運局と協議をいたしまして業界をそのような方向で指導してゐるわけでございます。

○中村(重)委員 九州ブロックを除く地域においては第一種、第二種とも五割の割引である。どうして九州だけが第一種が五割で第二種は割引がないという状態になつておるのか。運輸省はなぜにそういう状態を放置しておるのか。どういふことですか。

○見角説明員 どういう理由で九州地区とそれ以外の地区とが異なつてゐるかという御質問に對しましては、いろいろ複雑な歴史的事変がございます。これは各業者の申請を待つて認可をするのがたてまえになつておりますので、その各業者の姿勢あるいはその地区の協会の方針等によつて今日までまちまちであつたのではないかと、かように推測されるわけでございます。先生御指摘のばならないような公共割引政策ということにつきましては、全国的にその率について統一したほうが望ましいということ、目下鋭意業界を指導いたしまして統一化の方向に進めてゐるわけでございます。

○中村(重)委員 九州ブロックでは、かつて第一種の無料、介添え人は五割引きという方針を決定したことがありました。この点について運輸省は難色を示したことがありませんか。

○見角説明員 ただいま先生御指摘のような動きが九州地区の一部にあつたことは私も存じております。ただ、先ほども申し上げましたように、身体障害者の割引率につきましては、国有鉄道をはじめといたしまして第一種、第二種とも五割引きという一応の定着した線がございますので、一応その線にそろえるようにということと海運局が指導したというところでございます。

○中村(重)委員 九州地区が第一種に對して無料化をはかつていこうという態度をとりました際に、運輸省がきつめてこれに難色を示したということは事実であります。ところが、その後九州ブロックは、第二種についても五割引きにしようというような動きが出た事実はありませんか。

○見角説明員 そのときの九州地区の動きとしては第二種も五割引きにするというふうであつたと承知いたしております。

○中村(重)委員 そうではないのです。第一種だけを無料化をはかつていこうという態度を一応きめたのだけれども、運輸省の本省の態度は別といたしまして、九州海運局はきつめてこれに對する抵抗の姿勢を示した。それは海運局がそういうことなものであるから、旅客船協会としては、なるべく運賃を下げないほうがいい、幾からでも収入減になるから、そういうことをいいことにして、ついに第二種の五割引きというものは実現をしなかつた。第一種も五割引きのままで、いわゆる無料化というものは消えてしまつた。ところが、九州ブロックといつたしましては、やはり全国的に第二種も五割引きであるということから、九州だけが第一種だけを五割引きにして第二種をそのまま放置することは適當でないということ、全国の各ブロックの旅客船協会の状況を調査をした。ところが、あなたが答えのとおり、全国的には第二種も五割引きにしているという事実で、九州もやらなければならぬだろうというふうな空気が出てきてゐる。いま私の質問に對して、あなたはそういう指導をしたいということをおっしゃつたけれども、運輸省は、積極的にそういう指導をやつて身体障害者の福祉をはかつていこうとする考え方なんてみじんもない。むしろこれに水をかけるといったような態度をとつておると私は思つてゐる。あなたはさういふお考えになつておられますか。

○見角説明員 先ほどもお答えを申し上げましたように、こゝろに公共的な立場からの割引というものは、そういう制度をつくり出す場合には、

全国的に一貫した制度が望ましい。先ほども申し上げましたように、国鉄をはじめとして九州以外の他地区につきましては五割、五割という線が出てゐる。それにとりあへず合わせるということが最も合理的な形ではないかということと、さういふ指導をしてゐるわけでございます。

さらに、そのあとの将来の問題といたしまして、はたして第一種、第二種五割が適當であるかどうかというところは、これは旅客船の割引問題だけにどまりません。あらゆる交通機関の割引問題、さらにはほかの省で所管しておられます福祉政策との関連等々の関係を考慮いたしまして慎重に検討しなければならぬ、将来の宿題として検討していただきたい、かように考えております。が、とりあへずのところ、全国的な統一化をはかりたいということで指導してゐるわけでございます。

○中村(重)委員 とりあへずのところ、全国的な統一化をはかつていきたいという考えがあるとするれば、九州を除く各ブロックにおいては第一種、第二種ともに五割引きを実施してゐるわけだから、九州ブロックに對しても第一種、第二種ともに五割引きを実施させるということのほうがいい。あなたの答弁に沿うことになる。さういふことで指導なさいませう。

○見角説明員 御指摘のように指導したいと存じます。また現在指導いたしております。

○中村(重)委員 いまから七、八カ月前に九州ブロックは、先ほど私が申し上げましたように、全国と同一行動をとる必要があるということで、九州旅客船協会において第一種、第二種ともに五割引きにするということを決定したわけでありまして、現在その決定に基づいて五割引きの申請をしてゐる業者が幾業者あるのか。また、これに對して認可をした業者は幾業者になつてゐるのか。

○見角説明員 お答えいたします。ただいまお話しした九州旅客船協会の決定に基づきまして申請を出してきた業者は、きょう現在で四社でございます。しかし、九州の旅客船業者は

もつと何百と数多くあるわけでございますが、九州の海運局といったしましては、全業者の申請をそろえました上で一斉に認可したい、かように準備をしている最中でございます。

○中村(重)委員 一年近く前にそういう決定をしながら、何百もある航路業者がわずか四社だけしかその申請をしていないという原因はどこにあるのでしょうか。

○見角説明員 お答えいたします。

九州海運局からの連絡によりますと、九州の旅客船協会が五割、五割の線に決定をされたのがこの二月であるということでありまして、しかし、申請書等の準備に時間がかかって、現在四社しか出てこない、あとの各社につきましては、漸次申請書が出てくるものというのを期待いたしております。

○中村(重)委員 二月とおっしゃるのは、これは事実と反する。なかなか遅々として進まないの、再確認をしたのが二月であるのではないかと私は思います。あなたがおっしゃるようになり、二月であったにしても、もういま六月でございます。もう四カ月にかかっている。なぜに決定をしながらこんな申請が出ないのでしょうか。

○見角説明員 お答えいたします。

おそらくその決定は大きな方針の決定でございますが、それに基づいて各会社に周知徹底をし、さらに詳細な業者もございまして、その申請書の書き方等いろいろこまかい準備に時間がかかっているのではないかと、これは推測でございますが、そのようなことが考えられます。

○中村(重)委員 総会で決定をしているわけでありまして、各社総会には出席をするわけでありまして、周知徹底をさせるためにその時間がかかるわけではない。

そこで、後段にあなたが答えになりました申請については、いろいろこまかい事務手続上の問題がある。その後段が問題なんだ。あなたのほうでは、運賃の値上げを申請するときには、運賃の収支予想というものを提出させるでしょう。たい

へん複雑な手続、資料というものを添付しなければならぬ。データが必要なんだ。身体障害者の一種はもう実施しているわけだが、二種の五割引きを実施するのに対しても同様の手続をあなたのはうはさせる。わざわざわけてしようがないんだ。いいですか。大体この航路を利用している身体障害者が何人いるのです。どれだけの減収になるのですか。なぜにそんなにうるさい運賃収支予想のためのデータを添付させるのですか。もっと簡便な方法をおとりにならないから、あれも出せ、これも出せ、そんな複雑な手続を要求されるから、そんなめんどくさいことだったらもうやめた、こういうことで申請をしないのです。これが実態なんだ。それが適当な行政のあり方ですか。いかがです。

○見角説明員 運賃の申請手続につきましての御批判でございますが、今回の身体障害者の割引率の改定だけにとどまらず、運賃の改定申請一般について非常に手続が複雑であって煩瑣であるという御批判は、業界等からいただいているわけでございます。運賃等からいたしましては、差しつかえのない限り極力申請書類、申請手続の簡素化ということに今日まで努力してきているわけでございますが、今後さらに一層努力をしたいと思

います。身体障害者にはいままで割引率がなかったのが五割引きになるということは、第二種という身障者は、御存じのように、指一本なくされた方でも第二種の身障者になるわけでございます。一体どれくらいの適用人員があるのか、これも見通しの問題でございますけれども、そういうことから一応収支予想というものをつくらせて出させるというたてまえになっております。しかし、極力運用上は簡素化して、早く認可ができるようになお地方局を奮励したい、かように考えております。

○中村(重)委員 ほんのわずかの利用者ですよ。それに運賃申請のときと変わらぬような収支予想の表をつくらせて、分厚い資料を添付させて申請をしないといったらだれがしますか。値上

げをしてくれというのではなく、割引しろというのだからいい幸いです。運輸省がうるさいからできません、こういつて、やらないのです。九州ブロックで何百というような旅客業者があるのかかわらず、わずか四社が申請をしておるにすぎないといふことはそのことなのだ。しかも、みんなそろってから認可をいたしたい、何を考えているのだ、あなた方は。福祉政策なんといううなことは運輸省は毛頭頭でないのですか。そんなわづらわしいことをやらせないで、運輸業者に二種の身体障害者も一種同様五割引きにいたします、この届け出をさせれば、それでいいじゃないですか。これはどう影響というものがあろうというのですか。お役所仕事もほどほどにしてもらいたいと思はる。私がいま申し上げているようなことくらいは何も大臣決裁も要らないでしょう。見角参事官、これはあなたの所管なのだから。私も承知して質問しているわけだ。承知いたしました。こうきつぱりとお答えになったらいかがですか。そうして、そういう指導をなさつたらどうですか。

○見角説明員 ただいま先生の御発言の御趣旨に従いまして、極力早く実現するように地方局を指導したいと思っております。

○中村(重)委員 ただいまのお答えは、私が申し上げましたような方向で指導するということだと受け取つてよろしいですか、もう一度お答えいただけますか。

○見角説明員 手続上、法律の許される範囲内で極力簡素化をしてまいりたい。その意味においては、先生のおっしゃる趣旨どおりにやりたいと思

います。

○中村(重)委員 どうもお役所のお役人さんの答弁というのは紋切り型でしようがないんだ。極力法律の許す範囲内とおっしゃるのは、どういふところまでやれるのですか。私の申し上げたことは法律の範囲外になりますか。いかがです。

○見角説明員 私お答え申し上げましたのは、法律に定めた認可申請の手続の範囲内で、極力書類

の数を少なくし申請をスピード化することによって、御趣旨に十分沿えるものだ、かように御理解をお願いしたいと思います。

○中村(重)委員 申請ではなくて、形式は申請であつても実態は届け出、そういう扱いはできるでしょう。そういう簡便な方法をおとりになる御意思がありますか。いかがですか。

○見角説明員 お気持ちの上では全く同感でございます。まして、そういうお気持ちを体しまして十分処理に当たりたいと思存いたします。

○中村(重)委員 私は旅客業者と会つてきているのです。何が隘路ですか、こういうことです。はつきり言っているのです。だから私が申し上げたとおり、処置したら申請書がばあっと出るわけです。また、出すように指導なさることです。くだいようですけれどももう一度、そういうことにするならば、こういうことでお答えいただけますか。

○見角説明員 ただいまの先生の御発言どおり、いま役所に帰りましたらさう九州の海運局をさらに一層奮励をいたしたい、かように存じます。

○浦野委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十三分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかった」